

## 防府市道路網整備計画検討委員会設置要綱

平成8年11月18日制定

### (目的及び設置)

第1条 本市における交通処理の円滑化及び都市機能の増進を図るため、施策の総合的な企画及び調整を行うことを目的として、防府市道路網整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務（以下「事務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 道路網に関すること
- (2) 道路網に基づく道路整備の優先順位に関すること
- (3) その他道路行政に係る必要な事項に関すること

### (組織)

第3条 委員会は、別表1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 委員長は、土木都市建設部次長をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が土木都市建設部の中から指名したものを充てる。

### (職務)

第4条 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 会議の議長は、委員長をもって充てる。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (作業部会)

第6条 委員会の事務推進に必要な調査、研究等を行うため、委員会に作業部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会は、別表2に掲げる職にある者をもって組織する。
- 3 部会長は、都市計画課長をもって充てる。

- 4 副部会長は、道路課長をもって充てる。
- 5 部会の会議は、必要に応じ部会長が招集する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会及び部会の庶務は、土木都市建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年11月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

土木都市建設部次長、防災危機管理課長、政策推進課長、財政課長、  
農林漁港整備課長、商工振興課長、おもてなし観光課長、道路課長、  
河川港湾課長、都市計画課長、文化財課長、上下水道局水道課長  
上下水道局下水道課長

別表 2（第 6 条関係）

都市計画課長、道路課長、道路課幹線道路対策室長、政策推進課長、  
防災危機管理課課長補佐、農林漁港整備課技術補佐、商工振興課課長補佐、  
おもてなし観光課課長補佐、河川港湾課技術補佐及び計画係長、  
道路課技術補佐及び改良係長、  
都市計画課まち並みデザイン室長及び中心市街地活性化推進室長  
文化財課課長補佐及び文化財保護係長及び文化財調査係長、  
政策推進課産業戦略室長及び交通政策係長、  
上下水道局水道課課長補佐、上下水道局下水道課課長補佐